

所得税の確定申告
事業税の申告
市県民税の申告

申告期限は
3月15日まで

昭和四十二年分所得税の確定申告、事業税の申告、市県民税の申告をしていただく時期がきました。申告期限は、いずれも三月十五日までに申告を済ませましょう。

所得税の確定申告される方

所得税の確定申告が必要と思われる方に、申告書と納税についての相談にきていただく日時、場所を通知いたしますので、指定された日に必ず申告を済ませましょう。また、所得税の確定申告をされた方は事業税、市県民税の申告は必要ありません。

このほか本年は一部の小企業の方に県税事務所、市役所が所得税の確定申告等について、皆さんの便宜を考え相談に応じますので日時、場所を通知いたします。ご相談ください。

事業税、市県民税だけ申告される方
 お届けする申告書と指定した日時、場所での事業税、市県民税の申告を済ませてください。

市県民税だけ申告される方

申告書を二月中旬までに区長さんを通じお届けいたします。別表の日程により申告をしてください。申告については、記載手引をご参照のうえ記載してください。記載要領が不明の場合受付当日係員にご相談ください。持参し

ていただく書類は
 △申告用紙、印鑑、△生命保険、国民健康保険、損害保険、医療費の領収証、△源泉徴収票、配当所得を証する書類、△その他申告に必要な書類。
 給与所得で市県民税を毎月の

市県民税相談受付と場所

月日曜日	受付場所	受付地区
2月20日(火)	仙崎支所	白方1区、3区、鳥越町、幸町
21日(水)	〃	今浦町、本町、北本町、洲崎町
22日(木)	〃	中新町、新町、錦町
22日(木)	区長宅	大日比
23日(金)	仙崎支所	祇園町、南町、栄町、白方2区
24日(土)	〃	大泊、青海
25日(日)	〃	旭町、鍛冶屋町、新屋敷町、新開町
26日(月)	俵山支所	小原、木津、郷
27日(火)	湯町、川の湯(3階)	上政、七重
27日(火)	俵山支所	大羽山、黒川
28日(水)	湯町、川の湯(3階)	湯町、上安田、下安田
29日(木)	通支所	通1区-6区
3月1日(金)	〃	通7区-11区
2日(土)	〃	通12区-16区
3日(日)	湯本農協(2階)	門前、湯本、三の瀬
3日(日)	区長宅	大峠
4日(月)	庁舎第1会議室	河原、殿台、大河内、小河内
5日(火)	〃	上ノ原、後ヶ迫、開作
6日(水)	〃	上川西、下川西、境川
7日(木)	〃	上郷、下郷
8日(金)	〃	板持1区、2区、3区、4区
9日(土)	〃	緑ヶ丘、江良、藤中、中山、鉄道区
10日(日)	渋木児童館	真木、山小根
11日(月)	〃	渋木1区、2区
12日(火)	〃	渋木3区、中区、坂水
13日(水)	庁舎第1会議室	正明市1区、2区、3区、4区、5区
14日(木)	〃	湊1区、2区、3区
15日(金)	〃	田屋、駅前区、淡井中区

給与から差引かれる事業所に勤める人は、申告はしなくてもよい。ただし給与以外に所得がある人や、雑損控除、医療費控除を受けようとする人は申告してください。
贈与税の申告と納税相談を
 昭和四十二年中に個人が土地や家屋をはじめ現金、預金、株式などの財産をもらった人は、贈与税

の申告を3月15日までに申告してください。もらった財産の評価方法、計算の仕方など、長門税務署資産税係で相談に応じていますのでおたずねください。
所得税の還付を受けられる方へ
 外交員、株式の配当などで、昭和四十二年分所得税の還付を受けるための確定申告は、できるだけ早く申告して還付を受けてください

各会場とも受付時間は9時30分から16時まで・(大日比=9時30分-14時まで・大峠=10時30分-12時まで)受付ます